

広島県告示第五百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年六月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
前原皮膚科クリニック	府中市高木町一八六番地	平成二十二年六月一日
こだま整形外科医院	安芸高田市吉田町常友三四一番地一	平成二十二年六月一日
田阪歯科医院大長診療所	呉市豊町大長四八八一番地一	平成二十二年四月一日
コスモス薬局府中本町店	安芸郡府中町本町一丁目四番一―号	平成二十二年六月一日